

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 文 書 局  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 規 則

|                                                      |   |
|------------------------------------------------------|---|
| ○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）                      | 1 |
| ○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則<br>.....（税務課） | 1 |

## 規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月16日

北海道知事 鈴 木 直 道

### 北海道規則第56号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。  
附則第19項中「附則第 8 条の 2 第 1 項」を「附則第 8 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。  
別記第57号様式の 2 の 3 中「附則第12条の 2」を「附則第12条の 2 の 2」に改める。  
別記第70号様式その 1（表）中

|                       |                       |               |
|-----------------------|-----------------------|---------------|
| 運<br>転<br>免<br>許<br>証 | 取得年月日                 | 年 月 日         |
|                       | 交付年月日                 | 年 月 日         |
|                       | 有効期限                  | 年 月 日         |
|                       | 身体障害者が運転<br>する場合の確認事項 | 運転装置等：不要・要（ ） |

を

|                                 |                       |               |
|---------------------------------|-----------------------|---------------|
| 運<br>転<br>免<br>許<br>の<br>情<br>報 | 取得年月日                 | 年 月 日         |
|                                 | 有効期限                  | 年 月 日         |
|                                 | 身体障害者が運転<br>する場合の確認事項 | 運転装置等：不要・要（ ） |

に、

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 課長・主幹 | 主査・係長 | 係 |
|       |       |   |

を

|  |
|--|
|  |
|--|

に改め、同様式その 1（裏）注意 1

の事項中「自動車運転免許証」を「運転免許証又は免許情報記録（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録をいう。）」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第19項及び別記第57号様式の 2 の 3 の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則別記第70号様式その 1 の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則別記第70号様式その 1 の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月16日

北海道知事 鈴 木 直 道

### 北海道規則第57号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 7 号」を「第 6 号」に改める。

第10条第 1 項中「同条第 4 号」を「同条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 2 号中「から第 4 号まで」を「又は第 3 号」に改める。

第11条第 1 項中「生産設備」を「設備」に、「に限る。以下この項において同じ」を「であって、次に掲げる設備に該当するものを含むものに限る」に、「を構成する減価償却資産のうちに次に掲げる設備を含むもの（）」を「であって、」に、「に限る。以下「」を「（以下「」に改め、同条第 2 項中「のうち前項各号に掲げる設備」を削り、同条第 3 項中「のうち第 1 項各号に掲げる設備」を削る。

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
- （経過措置）  
令和 7 年 3 月31日以前に新設され、又は増設された施設又は設備に係るこの規則による

改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第8条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 令和7年4月1日以後にこの規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第10条第1項に規定する認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。
-